

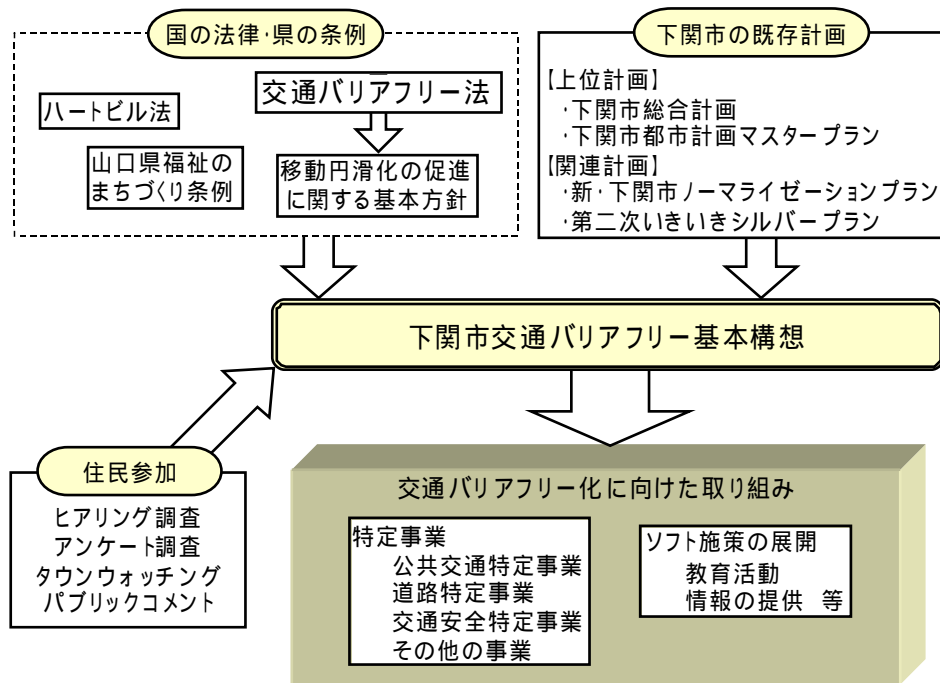
3 . 基本構想の策定にあたって

3 - 1 趣旨

本構想では「交通バリアフリー法」に基づき、高齢者や身体障害者などの移動に係る負担を軽減するため、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するための整備方針を明確にします。これにより、本市における移動の利便性および安全性を向上させ、公共の福祉の増進に資することを目的とします。

3 - 2 位置付け

本構想は、交通バリアフリー法に基づくとともに、本市における将来のまちづくりの方向性を示す総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画、バリアフリーとの関連性が高い既存の条例等との整合を図りながら策定するものとします。



3 - 3 目標年次

国の施策と整合を図ることから、基本構想の整備目標年次を2010年(平成22年)とします。ただし、バリアフリーに関する施策においては、実現可能なものから順次取り組むことを基本とし、必要に応じて見直しができるものとします。

また、本構想によるバリアフリー化は、本市の状況に応じて2010年以降も継続的に推進していくものとします。